

火力電源入札ワーキンググループ設置の趣旨及び審議内容について

平成 2 7 年 8 月

資源エネルギー庁

1. 設置の趣旨

- (1) 平成 2 4 年 3 月に「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」が取りまとめた報告書においては、一般電気事業者の設備関係費用一般について複数の調達先があるものについては入札等を行うことが原則とされ、とりわけ、一般電気事業者が火力電源を自社で新設・増設・リプレイスしようとする場合には、原則として I P P 入札を実施すべきである旨の方針が示された。
- (2) また、平成 2 4 年 4 月に閣議決定した「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、平成 2 4 年度中に新しい火力入札の指針を策定・公表することとされた。
- (3) こうした方針を踏まえ、経済産業省では、一般電気事業者による電源調達に競争原理を導入し、卸供給事業者（I P P 事業者）をはじめとする新規参入者による卸供給を拡大することによって、電力の安定供給と電気料金の一層の適正な原価の形成を促すことを目的として、平成 2 4 年 9 月に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定、公表した。
- (4) 本指針では、透明性・公平性を確保する観点から、「中立的機関は有識者により構成される委員会とし、入札仕様等に係る提案募集後の入札要綱の確定・公表、応募案件の評価・落札者の決定等の際に、意見を聴く」ことを求めている。
- (5) これらを踏まえ、規制部門の電気料金値上げ申請時の検討が、総合資源エネルギー調査会総合部会の下に設置された電気料金審査専門委員会において行われていることから、平成 2 4 年 1 1 月に電気料金審査専門委員会（現在は「総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会」に改組）の下にワーキンググループを設置した。

2. 審議内容

- (1) 提案募集後の入札要綱案の審査
入札実施会社は、入札前に入札要綱案に対する提案募集（R F C）を実施し、提案内容を踏まえ反映できるものは反映して入札要綱案を中立的機関に提出する。中立的機関は、入札要綱案が本指針に合致していないと認めるときは、入札実施会社に修正を求める。
- (2) 落札者決定のための評価報告書案の審査
入札実施会社は、入札要綱に基づき応募案件を評価し、その評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出する。中立的機関は、入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社に再評価の実施を求める。